

令和7年度高松市広報動画制作業務

提案公募要領

令和7年6月 高松市広聴広報・シティプロモーション課

1 目的

高松市における地域の歴史・文化や自然、おすすめスポットなどの魅力を市内外に広く発信するとともに、市民のシビックプライドの醸成につながる広報動画を制作することで、市民が愛着と誇りを感じるとともに、本市の認知度を向上させることを目的とする。

委託業者の選定に当たっては、事業者の提案内容等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度高松市広報動画制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

¥1,479,500-（制作費、使用料、出演料、交通費、謝礼他、制作に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額）を上限とする。

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、最終的な実施内容、契約金額については、高松市と調整した上で決定する。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 高松市に拠点を置く事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当していないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされ

ていないこと。

- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

4 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

会社概要書（様式第2号）

ただし、会社概要書については、様式第2号に記載すべき項目内容を会社ホームページ等で確認できる場合に限り、提出を省略することができる。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する事業者は、(5)の提出場所に持参するか、郵送（配達記録が残る方法に限る。）により参加表明書を提出すること。

(4) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時まで

提出期限までに到着したものに限り受理する。

なお、提出期限までに(1)の提出書類が到達しなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

電話番号（087）839-2161

メール pr_c@city.takamatsu.lg.jp

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和7年6月9日（月）までに通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問・問合せは、質問及び回答書（様式第3号）を利用し、「令和7年度高松市広報動画制作業務に関する質問」という件名にて、電子メールで提出すること。また電話及び口頭による質問・問合せは受け付けないものとする。

(2) 質問書受付期間

令和7年5月30日（金）午後3時まで

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、問い合わせた事業者名を伏せて、電子メールで回答する。回答は質問が提出されるごとに随時行う予定であるが、遅れる場合はその旨通知する。

(4) 問合せ先

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

電 話 (087) 839-2161

メール pr_c@city.takamatsu.lg.jp

(5) 次のような質問に対しては回答しない。

- ア 「公募要領」に対する質問者の明らかな誤読
- イ 「公募要領」に対する質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 「公募要領」に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- オ 本業務に関係しないもの
- カ 受付期間以外になされた質問
- キ 他の応募者に関する質問

6 企画提案書等の提出及び審査

(1) 審査の実施（提案者によるプレゼンテーション）

企画提案者からのプレゼンテーションにより、その内容を審査する。

実施日 令和7年6月20日（金）午後（予定）

実施場所 高松市役所4階会議室（予定）

※開催時間の詳細は、後日、参加事業者に個別に通知する。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 構成

別添「令和7年度高松市広報動画制作業務仕様書」を熟読の上、後記8評価の項目と観点に留意し、企画提案書を作成するものとする。

なお、企画書提案書には、次の項目を必ず記載すること。

- 番組タイトル案及び概要
- 企画コンセプト
- 番組構成についてのシナリオ案
- 制作本数
- 撮影する機材、場所の一覧
- 制作体制
- 動画制作の実績（実績名・動画の概要・サムネイル・URL）

(イ) 書式等

- 用紙サイズ：A 4 判（必要に応じて A 3 判も可）
- 原稿の向き：縦・横自由
- ページ数：10 ページ以内（表紙・目次等を含む）

（ウ） 提出部数 5 部

イ 見積書及び見積内訳書（様式自由）

（ア） 内容

見積書には、総額を記載すること。見積内訳書には、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるように記載すること。

なお、消費税及び地方消費税も計上すること。

具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

（イ） 提出部数 1 部

（ウ） 留意事項

見積書を訂正した場合には、その箇所に必ず代表者印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

（3） 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、（2）に記載の書類を（1）のプレゼンテーションの際に持参し、提出すること。

7 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

8 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目及び観点は次のとおりとする。

項目		点数	観点
1	企画提案力	（60 点）	多くの人の興味を引く企画であり、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案となっているか。
2	番組構成力	（25 点）	撮影手法や映像効果などを用いて訴求力を高める構成となっているか。
3	業務遂行能力	（10 点）	動画制作の実績、人員体制等は十分であるか。
4	提案価格	（5 点）	見積価格は適当か。

9 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 上記 8 に沿って審査、採点し、提案評価第 1 位通過者を選定する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に通知する。
- (3) 提案評価第 1 位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記 3 の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、提案評価第 2 位に選定された事業者と交渉を行う。
- (4) 企画提案者が 1 事業者のみの場合でも、審査において最高総得点の 6 割以上を獲得した場合には、受託候補者とする。

10 業務委託契約

- (1) 内容
契約の詳細については、仕様等協議の上で確定するものとする。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 契約保証金
不要（根拠：高松市契約規則第 24 条第 7 号）
- (4) 委託料の支払条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。

11 参加者の失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 前記 3 の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
※提出書類に虚偽を記載し、提案公募が無効となった場合は、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記 2（4）の提案上限額を超えている場合

12 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、高松市はその責を負わない。

13 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物

品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

14 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

16 留意事項

- (1) 参加表明書及び各提出物の制作・提出等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び各提出物に虚偽の記載を行った場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (3) 参加表明書及び各提出物は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び各提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出物のうち、特定されたものは、特定後一定の間、評価結果とともに公開す

ることがある。なお、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。

- (6) 企画提案書作成のために高松市から受領した資料は、了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、業務実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。